

令和8年度出会いの場の創出事業企画・運營業務委託プロポーザル  
実施要領

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度出会いの場の創出事業 企画・運營業務委託

### (2) 業務目的

本委託事業は少子化の大きな要因である未婚化、晩婚化の流れを変えるため、県内の様々な地域において交流イベント（以下、イベント）を実施することで結婚を希望する独身者の出会いの場を創出するものである。

### (3) 業務内容

仕様書のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (5) 見積限度額

金6,606,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 参加資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者でないこと。
- (5) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。

## 3 企画提案書に係る質問について

(1) 提出方法：「質問票」（様式3）をメール、郵便、持参で提出

**(2) 質問票提出期限：令和8年4月20日（月）17時必着**

**(3) 回答方法：令和8年4月21日（火）17時までに県子ども未来課HPで公表**

(4) 備考：

- ア 口頭での質問は受け付けない
- イ 質問票の提出はFAX不可
- ウ 質問票の提出後、電話にて受信確認を行うこと
- エ 質問票は上記期限内であれば随時受け付ける

## 4 入札参加申込

### (1) 提出書類

|    | 書類名   | 部数 |
|----|---|----|
| ア  | プロポーザル参加申請書（様式1）  | 1部 |
| イ  | 事業実施体制報告書（様式2）<br>※人員体制等の欄には本事業に実際従事する体制を記入すること   | 1部 |
| ウ  | 登記事項証明書   | 1部 |
| エ  | 県税、消費税及び地方消費税の納税証明<br>※県税については、県税に未納のないことの証明書を提出<br>※県外事業者で県内に営業所がない場合は提出不要<br>※消費税及び地方消費税については、国税（消費税及び地方消費税）に未納がないことの証明書を提出<br>※どちらも発行後3か月以内の証明であること  | 1部 |
| オ  | 貸貸対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類   | 1部 |
| カ  | （別紙評価基準項目⑥に該当する場合のみ提出）<br>・「わかやまジェンダー平等プロジェクト」、「和歌山こどもまんなか応援団」登録証の写し<br>・労働局の受理印が押印された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の写し（労働局の受理印が押印されたもの）<br>・各種（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん）認定通知書の写し | 1部 |
| 備考 | ※ただし、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する事業者は、 <u>上記ア、イ、及び「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格」を有していることが分かる書類の提出</u> とし、ウ、エ、オは省略してよいものとする。   |    |

### (2) 提出方法：メール、持参又は郵送

（メールの場合は受信確認必須、郵送の場合は書留必着）

### (3) 提出先：「10 連絡先及び各種書類の提出先」へ提出

### (4) 提出期限：令和8年4月27日（月）17時必着

## 5 企画提案書

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式。但し、年間のイベント全体概要（様式4）を含む）
- イ 見積書（任意様式）

- ウ 提案者の概要がわかるもの（会社案内等）
- (2) 提出部数：紙媒体6部（正本1部、副本5部）及び電子データ
- (3) 提出方法：紙媒体は持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）  
電子データはメール提出（受信確認必須）
- (4) 提出先：「10 連絡先及び各種書類の提出先」まで提出
- (5) 提出期限：令和8年5月7日（木）12時必着**
- (6) 備考：
- ア 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）は和歌山県が譲り受けるので、必要に応じ、その経費も計上すること。**
- イ 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする
- ウ 企画提案書等は提案者に無断で使用しない
- エ 提案のあった企画提案書等は返却しない
- オ 責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない**

## 6 選定委員会について

- (1) 参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う選定委員会を開催する

**ア 日 時：令和8年5月11日（月）14時～**

**イ 場 所：和歌山県庁本館2階 共生社会推進部会議室**

ウ 内容等：

- ・プレゼンテーションの時間は1参加者あたり30分以内とする
- ・選定会場の入室は、1参加者あたり2名までとする
- ・業務の一部再委託を検討している場合、再委託先事業者の入室は認めないので留意すること**
- ・各参加者のプレゼンテーション終了後、選定委員からの質疑の時間を設ける
- ・プレゼンテーションを行う順番は入札参加申込書の受付順とする

- (2) 選定方法

選定は、和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。なお、契約候補者の選定にあたっては、選定項目に基づき、企画提案書の内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容等を評価、採点し、契約候補者を選定する。

- (3) 評価項目及び評価内容

提案のあった事業内容について、別に定める評価基準の項目に基づき数値で評価し、契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要と認める項目を追加する場合がある。

- (4) 契約候補者の選定

各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。

(5) 提案者が1者の場合

選定委員会における評価の結果、評価点数の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

(6) 評価点数の合計が同点の場合

「項目② イベントの企画・運営」の評価点の小計が最も高い事業者を選定する。

なお、上記評価点も同点であった場合、選定委員の合議により契約候補者を決定する。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、選定委員会の開催日翌日に参加者に通知する。

(8) 選定結果の公表方法及び内容

選定結果は、選定委員会の開催日翌日の和歌山県子ども未来課のHPにて次の内容を公表する。

ア 契約候補者の名称、評価点及び選定理由

イ ア以外の提案者の名称（五十音順で表記し、点数は公表しない）

## 7 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

(1) 「2 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合

(2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合

(4) 提案者に次の行為があった場合

ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 8 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、提案された企画内容をもとに、協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。なお、プロポーザル方式での選定・契約であるため、提出された企画案をそのまま採用することはなく、県と契約候補者が協議を繰り返しながら事業内容を決定し、最終的な仕様書を作成の上契約に至るため、提出された企画案の通りとならない可能性があることに留意すること。

また、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

## 9 その他

(1) 選定された場合には県担当課と十分協議を行いながら事業を進めること

- (2) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと
- (3) 提出された企画提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となること
- (4) 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）は和歌山県に帰属するものとする。
- (5) 和歌山県による成果物の二次使用（ホームページへの掲載等）を認めること。また、成果物は、今後改訂作業等において、和歌山県が業務を委託する者が、再編集することを認めること。
- (6) 業務上発生する未確認事項については、和歌山県と協議すること。

#### 10 連絡先及び各種書類の提出先

- ・担当課：和歌山県 共生社会推進部 こども家庭局 こども未来課
- ・担当者：吉川、尾崎
- ・住所：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
- ・電話：073-441-2492
- ・Email：e1103002@pref.wakayama.lg.jp

以上